

被保険者 各位

伊藤忠健康保険組合
理事長 小林 文彦

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき） にかかる療養費の申請方法について

日頃は健康保険組合の事業にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

この度、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術料（治療費）の 7 割分は、療養費の適正化に向け、健康保険法に定められた原則どおり、償還払い（※1）方式のみに統一致します。下記のとおり、平成 31 年 4 月施術分からを対象とし取り扱いを変更いたしますので、ご案内申し上げます。

（※1）償還払い（健康保険法第 87 条 健康保険法施行規則第 66 条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則

記

1. 変更内容

平成 31 年 4 月施術分より、償還払いのみでの支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健康保険組合に療養費の申請を行う方法）

2. 申請方法

- ① 施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- ② 施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）
- ③ 以下の書類を揃え、健康保険組合にご提出ください。

◆あはき療養費支給申請に必要な書類等

- 『療養費支給申請書』（イントラ及び健康保険組合ホームページに掲載）
全て申請者（被保険者）が記入、押印

- 『療養費支給申請書』（施術所が発行）
「申請欄」へ申請者（被保険者）が記入、押印、その他の欄は施術所が記入。
なお、当組合は申請者（被保険者）の給与口座に給付金をお支払致しますので、支払機関欄は記入しないでください。
- 『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

- 『医師の施術同意書（原本）』
※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意（再同意）を受ける必要があります。また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

- 『施術報告書（写し）』（平成30年10月施術分より）
※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

- 『往療状況確認書』
※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。
用紙は健康保険組合へご請求ください。

3. その他注意事項

- ※暦月ごとに申請してください
- ※療養費支給申請書及び添付書類（医師の施術同意書等）は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きますようお願い申し上げます。
- ※当組合において審査のうえ、支給決定を行います。
- ※医療機関との併用確認等のため、支給はおおよそ施術月より4～5ヶ月後となります。

4. 留意事項

- ・平成31年4月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い（領収書（原本）等の添付）の手続きにより再申請をしてください。
- ・申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当組合ホームページをご確認ください。

5. 参考

- 鍼灸師等で健康保険が使える場合は、慢性病であって、医師による適当な治療手段がなく、鍼灸師等による施術により治療効果が期待できるものとして医師の同意があった場合に限り、健康保険の給付が受けられます。ただし、医師による治療と併給して施術を受けることはできません。
- ※単なる肩こりや筋肉痛、疲労回復を目的とした施術には、健康保険は使用できません。

以上

-----お問い合わせ-----

伊藤忠健康保険組合

担当：遠山

☎06-7638-3121

Mail:toyama-naomi@itochu.co.jp